

減量推進員ニュース

発行:茨木市 産業環境部 資源循環課
TEL:072-620-1814 FAX:072-627-0289 E-mail:shigenjuncan@city.ibaraki.lg.jp

紹介

大規模災害時に出るごみはどうしたらいいの？

～災害廃棄物処理計画を策定しました～

大規模災害時には、大量の災害ごみ(災害が原因で壊れてしまった家財道具やがれきなど)が発生します。市では、**いつ起こるか分からない大規模災害に備え**、大量に発生した災害ごみをスムーズに処理できるよう、災害ごみの処理についての本市の考え方、対応方針等を示した「**茨木市災害廃棄物処理計画**」を令和2年11月に策定しました。(計画は市のホームページ[ホーム>くらし>ごみ・し尿・環境>ごみ>ごみ等に関する条例・規則等>茨木市災害廃棄物処理計画]からご覧いただけます。)

災害時に出る主なごみの種類



生活ごみ

生ごみや缶、びん、ペットボトルなど



災害ごみ (収集形態などが通常とは異なります!)

片付けごみ



自宅で被災したものを片付けるときに出るごみ(家具や建具など)



撤去ごみ

被災した建物から発生するがれき状のごみ(ブロック塀や柱など)

災害時は通常よりも大量にごみが発生するうえに、ライフラインや交通の途絶、廃棄物処理施設等の被災により、**ごみの処理に遅れが出る可能性があります**。また、通常とは異なるルールでごみを排出していただく可能性もあります。

災害が起こったその時…

ごみ出しの **ココ** に気をつけてください!



1 すぐに出さず、まずはルールを確かめよう

災害時の被害状況によって、ごみの排出ルールが大きく変わる可能性があります。変更内容は、**随時、市のホームページや広報誌等でお知らせしますので、情報収集に努めるようにしましょう**。(普通ごみは通常発災3日目から収集を開始しますので、それまではご自宅での保管をお願いします)

2 分別して出してください

災害時で大変な中ですが、ごみは品目により処理方法が異なります。分別にご協力いただくことで、ごみ処理が迅速に進み、1日でも早い生活の再建につなげることができます。

3 決められた場所に出してください

腐敗しやすい生活ごみと、片付けごみなどの災害ごみが混ざると、ごみ処理が難しくなり遅れが生じます。処理が遅くなることで、ごみ置場周辺が不衛生な状態となりますので、それぞれ決められた場所に出してください。

もしもの時に備えて…

災害ごみを減らすために今からできること

災害時のごみを減らすよう、日頃から取り組めば、いざというとき、片付けに時間がとられず、1日でも早い生活再建にとりかかることができます。ぜひ取り組んでみてください。

1 不要なものは処分しておきましょう

押し入れや物置にしまい込んでいるものが、ふすまや扉を打ち破って部屋に散乱することは大変危険です。また、災害時に処分するものが増える原因となります。現在使っていない家具や電化製品は、人に譲ったり、粗大ごみとして排出するなど、普段から整理をしておきましょう。



2 家具等は固定しておきましょう

家具や家電製品を固定し、倒れにくくしておくことは、家具等や中に収納している物の破損を防ぐことができ、災害ごみを減らすことはもちろん、身を守ることができます。



お知らせ

令和2年度 再生資源集団回収報奨金制度の報奨金申請書の受付中です！

提出期限：1/29(金)

現在、資源循環課では再生資源集団回収報奨金制度の報奨金申請書を受付しております。

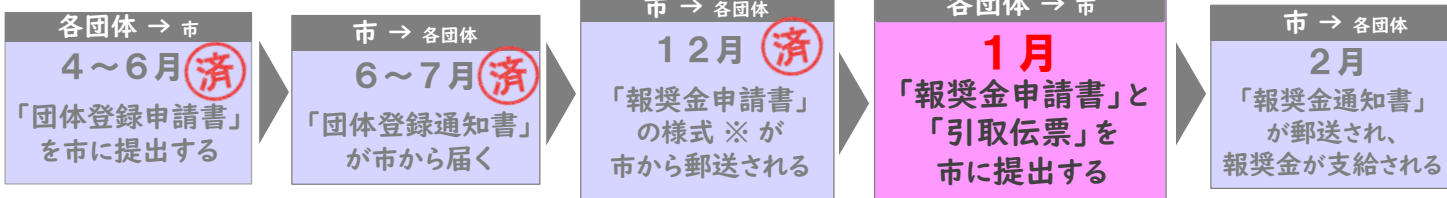


お願い

人と人との接触機会を減らすため(感染症対策)、できるだけ郵送による申請書の提出にご協力をお願いします。

▼再生資源集団回収報奨金が支給されるまで

／現在受付中／



報奨金申請書の様式(※)は今年度登録のあった団体の代表者(登録申請書の代表者の欄に記載のある方)宛に12/3付けて郵送しています。

推進員の皆さまがお住まいの地域で、この制度に登録している団体がある場合は、必ず1/29までに報奨金申請書を提出いただくよう代表者の方にお声かけをお願いします。

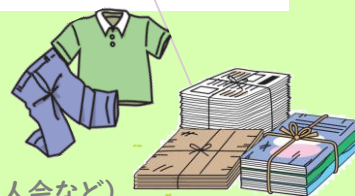


物
箱

再生資源集団回収報奨金制度とは…

集団回収とは…市が実施している資源物回収とは別に、住民団体が古紙、空き缶等を自主的に集め、回収業者に引き渡す活動です。

- 1 制度の概要**
資源物の集団回収を行う団体に対して、報奨金を支給する制度です。
- 2 制度の対象団体**
次のすべての要件をみたら団体が対象となります。
 - ①市内の地域住民で構成する営利を目的としない団体(自治会、子ども会、婦人会、老人会など)
 - ②定期的に再生資源の回収を行い、自ら再生資源回収業者へ売却処分していること
 - ③再生資源の年間回収数(1月から12月まで)が6回以上あり、かつ、年間回収量が1トン以上であること
- 3 金額と支給方法**
 - ・金額は、基本額20,000円に、回収実績1トンにつき1,500円を加えた合計(上限75,000円)となります。
 - ・支給方法は、団体名義の金融機関口座への振込みとなります。



紹介

期間限定

市役所本館に純水サーバーを設置しています！

本市は、マイボトルを携帯することにより、ペットボトルなどの使い捨てプラスチック容器のごみを減らすため、市役所にマイボトル専用の純水サーバーをモデル設置しました。サーバーは水道水をフィルターに通し、純水を造り出す仕様になっているため、赤ちゃんのミルクや離乳食にも安心して使用できます。市役所にお立ち寄りの際は、マイボトルを携帯し、ペットボトル入りの飲料を新しく買う代わりに、ぜひ純水サーバーをご利用ください。

場所	市役所本館1階北側 (パスポートセンター向かい)
設置場所	令和3年11月下旬まで
費用	無料
備考	紙コップ等は設置しておりませんので、必ずマイボトルをご持参ください。



純水サーバー設置の様子